

第5回南阿蘇村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年11月10日（火）午前10時～
2. 開催場所 南阿蘇村役場 （2階大会議室）
3. 出席委員 18名
欠席委員 1名 宇藤欣喜委員
4. 議事日程 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画及び承認について
5. 事務局職員
事務局長 江藤 誠喜
係長 後藤 行志
主査 長野 リエ

6. 会議の概要

発言者	内容
事務局長	挨拶（総会成立宣言）
会長	挨拶 只今から第5回南阿蘇村農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名委員に10番 佐藤 久康委員、11番 古澤 博康委員を指名します。 それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について審議します。 事務局に議案の朗読をお願いします。
事務局	別添議案書を基に朗読 以上9件、ご審議方よろしくをお願いします。
会長	では地元委員の説明をお願いします。
7番	1番から5番まで7番が説明いたします。まず1番ですが、譲渡人、譲受人は親戚関係でございます。長年にわたりまして譲受人が小作で作っておられました。譲渡人が高齢のため後継者もなく農地の保全保有が困難になり、今回売買が成立しております。ご審議方よろしくお願いたします。 2番3番4番は、譲渡人、譲受人は親子関係でございます。2番は現在譲渡人が作っておられますハウスの一部を譲受人がもらいましてトマトを作るといことございませう。3番4番も、先程の農地の隣接地ございまして、5年間の賃借権設定

となっております。ご審議方よろしくお願ひいたします。

5番ですが、昨年まで賃借権設定で借りておられました、新たに耕作者が代わるということで3年間の賃借権設定となっております。ご審議方よろしくお願ひいたします。場所の方が、2番は■■■■から南の方に約■■■■m位行った所です。3番4番も■■■■m圏内です。ご審議方よろしくお願ひいたします。以上です。

14番 6番について、14番が説明いたします。譲渡人と譲受人の間で売買の契約がなされまして申請に至っております。場所につきましては、■■■■から北側に■■■■の建物がございしますが、そのすぐ下でございします。以上よろしくお願ひいたします。

18番 議案第1号番号7について、18番がご説明いたします。譲渡人はこれまで同地区の農家の方と小作契約をされておりましたが、一昨年前にこの耕作者の方が亡くなられ、また、譲渡人の方も大変ご高齢で農地の保全保有していくことが困難なことから今回同地区で専業農家でもあります譲受人に売買されることになりました。ご審議の程よろしくお願ひします。

16番 議案第1号8番につきまして、16番が説明いたします。譲渡人、譲受人並びに申請地は記載のとおりで、申請地につきましては■■■■より北西へ■■■■mの位置にあり、川に沿ってあるために今年の地震と水害により数箇所です工事がされています。そして譲渡人は高齢で後継者も遠くにおられるため、今後作付けることが困難なことから、譲受人は親戚でありまして、以前から賃借権設定をされて耕作されていましたが、その設定も切れることから今回売買ということになりました。ご審議の程よろしくお願ひします。

事務局 議案第1号9番につきまして、事務局よりご説明申し上げます。譲渡人、譲受人は記載のとおりであります。こちら特例事業といたしまして、10年間の分割払が終了いたしましたので所有権移転の登記をするというところでこちらの申請になっております。以上ご審議方よろしくお願ひいたします。

会長 地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願いします。

(異議なし)

異議がないということで採決に移ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、異議がない方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

会長 全員賛成と認め、議案第1号は原案どおり可決します。

会長 続きまして議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。

事務局

別添議案書を基に朗読

以上4件、ご審議方よろしく願いいたします。

会長

では地元委員の説明をお願いします。

6番

説明いたします。今回申請者におかれましては、3番委員の案件でございますが、代理で6番が説明させていただきます。今回、1番2番につきましては夫婦で申請でございます。地番がまたがっておりますので、同じ場所に畜舎を立てたいということで、現在、水稲及び繁殖牛を120頭、肥育牛50頭を夫婦で農業経営されております。既存の畜舎では狭く、規模拡大のためにも今回新しく畜舎を建設したいという考えから今回の申請があがっております。現地は■■■■の東へ■■■■m程行ったところの北側の位置に現在畜舎が立っており、その隣に畜舎を立てたいということでございます。給水につきましては、既存のボーリングを利用したい、また排水につきましては既設の畜舎があります、その排水を利用したいということでございます。

地元でも一番にあたるくらいの農業経営でございます。畜産も大きくやっておられますので、今回の申請となっております。どうぞご審議方よろしく願いいたします。

16番

議案第2号、3番4番につきまして16番が説明いたします。3番の申請地は記載のとおりで■■■■より南側約■■■■mの位置にあります。申請人は非農家であり住まいも離れているために、隣接する2軒の親戚の方が管理耕作されてきました。1軒の方が昨年の地震で住宅倉庫をなくされて住んでおられないために、もう1軒の方も管理できないということで、農地を転用し植林したいとのことであります。本当は十数年前も山林でした。結局は元に戻すような形ですけれども、南側はすべて山林で、親戚の方の同意も得ており問題はないものと思われまます。審議の程よろしく願いいたします。

4番が申請地は記載のとおりで■■■■より南東約■■■■mの位置にあります。申請人は兼業農家ですが、家族が増え車も多くなり、農地を転用して駐車場にしたいとのことであります。以前はこの農地は申請人のお母さんが生前家庭菜園等をされておりました。亡くなられてまた家族も増えたということで、雨水の排水においては取水枡より南側の側溝に流します。そして隣接農地も申請人の土地でありますので、以前から耕作されておりますので問題はないと思われまますので、ご審議の程よろしく願いいたします。

会長

地元委員の説明が終わりましたので審議をお願いします。

(異議なし)

会長

異議なしということで採決に移ります。議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、意義がない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

	<p>全員賛成と認め、議案第 2 号は原案どおり可決します。</p>
会長	<p>続きまして議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>別添議案書を基に朗読 以上 2 件、ご審議よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>では地元委員の説明をお願いいたします。</p>
13 番	<p>議案第 3 号 1 番 2 番について 13 番が説明いたします。譲渡人、譲受人、並びに申請地は議案書記載のとおりであります。場所は■■■■より北へ約 1 キロ位の周りは宅地の中にあります。このたび譲渡人、譲受人との合意がなされ住宅を建設されることになりました。給排水等も調整され何ら問題はないものと思われれます。譲受人におかれましては、現在住まわれている所が■■■■なんですけれども、お子様ができ手狭になり一戸建てを考えられて南阿蘇に永住されたいということの思いで合意に至ったという経緯がございます。何ら問題はないと思われれますので、ご審議よろしくお願ひします。</p>
会長	<p>地元委員の説明が終わりましたのでご審議お願ひします。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
会長	<p>採決に移ります。議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、意義がない方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
会長	<p>全員賛成と認め議案第 3 号は原案どおり可決します。</p>
会長	<p>続きまして議案第 4 号、経営基盤強化促進法の許可申請について番号 1、2 の新規案件について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>別添議案書を基に朗読 以上新規 2 件、再設定 8 件、ご審議よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>地元委員の説明をお願いします。</p>
17 番	<p>議案第 4 号 1 番 2 番について 17 番が説明いたします。譲渡人、譲受人、並びに申請地は記載のとおりです。4 年間の小作契約を申請されております。</p> <p>議案第 4 号 2 番、譲渡人、譲受人、並びに申請地は記載のとおりです。10 年間の小作契約を申請されております。飼料作物の作付予定となっております。ご審議方</p>

	<p>よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願いします。</p> <p>(異議なし)</p>
会長	<p>では採決に移ります。議案第4号、経営基盤強化促進法の許可申請について、意義がない方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
会長	<p>全員賛成と認め議案第4号は原案どおり可決します。</p> <p>以上で議案の審議は終了いたしました。12月の総会の日程について、12月10日が日曜となっておりますので、8日の金曜日でよろしいですか。</p>
会長	<p>では、12月8日午前10時で決定します。</p> <p>その他委員さんから何かありませんか。なければ事務局から連絡事項をお願いします。</p>
事務局	<p>12月の総会8日の日に、農業委員と最適化推進委員で、熊本県農業公社より講師を招いて、勉強会を1時間程度お昼前までさせていただきたいと思っております。なかなか動きがわからないなどの声もいただいておりますので、皆さんにご参加いただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>あとは、荒廃農地の調査についても提出を順次お願いいたします。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
会長	<p>では以上をもって第5回南阿蘇村農業委員会総会を終了いたします。</p>

議事録署名者

10番 佐藤久康

11番 古澤博康